



## 韓国特殊教育の現況

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学教育学部旭川校特殊教育特別専攻科障害 児教育研究室 公開日: 2017-07-27 キーワード: 作成者: 李, 揆晩 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00007973">https://doi.org/10.32150/00007973</a>

## 韓国特殊教育の現況

### The State of Special Education in Korea

李 揆 晩 (Lee Gyu Man) \*

韓国において、1994年は近代式方法で障害者に特殊教育を始めてから100年目の年にあたる。歴史的には100年の年月を経ているが、さまざまな社会的・経済的条件によって発展することができなかった。しかし、1979年に特殊教育振興法が制定され、1980年代においては、政府や特殊教育関係者が特殊教育振興のため努力を重ねてきたが、満足な状態までには至らなかった。その後、1994年に特殊教育における世界の最新の動向をふまえた特殊教育振興法が改定され、画期的な発展の基になった。しかし、さまざまな事情により特殊教育の質的、量的レベルが特殊教育先進国には及ばない状態にあるといわれている。

本論では、現在の韓国特殊教育の現況を述べながら、指摘されている問題点及び今後の課題について考察を進めていきたい。

(キーワード：特殊教育 韓国 振興法)

#### 1. 教育権保障

韓国の憲法、第31条第一項では“すべての国民には、能力に従って均等に教育を受ける権利がある”と規定している。

さらに憲法精神を具現するため、教育法第8条においてはすべての国民に6年の初等教育と3年の中等教育を受ける権利があるとしている。同時に保護者は、子女に同上の教育を受けさせる義務があり、国家はその教育を実施しなければならない。そのため施設を確保するために必要なすべての措置を講究しなければならない。また、地方自治団体は管轄区域内の義務教育対象学齢児童・生徒全員を就学させるために必要な初等学校と中学校を設置・経営しなければならないと規定しており、国民の義務教育を受ける権利を具体的に言及している。従って、障害者も国民の一人として教育を受ける権利が保障されており特に義務教育を受ける権利を非障害

者と同じようにもっている。

しかし、教育法第98条では“学齢児童・生徒が病気、もしくはやむをえない事由により、就学が不可能な場合は就学義務を免除、または猶予することができる”という規定はあるが、あくまでも教育法98条（就学義務の免除など）及び同法施行令第102条（就学義務の猶予など）の規定によるもののみをいう。その点についての是非は現在も議論されている。

また、保護者は就学義務の免除または猶予をしたい場合、医者の診断書及び事実を証明できる書類を添付して、邑・面・洞（役場の一番小さい単位、市・町・村に相当する）の長に申請することになっている。これについての決定は当該教育長が行うことになっており、猶予期間は一年以内となっている。ただし、特別な事由がある場合に限り、継続猶予が可能である。

学習と生活場面に特別な困難をもっている障害児童・生徒に、国家が健常児に先駆けて教育権を保障してあげることが、真情的教育正義を具現することだと思われる。すなわち、特殊教

\* 韓国京畿道橐園小学校

北海道教育大学旭川校障害児教育研究室

育においては、たとえ心身に障害をもっている児童・生徒でも、人間としての発達意志と自身のまわりに対しての要求を充足してあげなければならないという教育の普遍性がある。また自身がもつ障害を改善・克服してあげなければならないという側面を同時に満たしていかなければならない。

つまり、特殊教育は一般教育と同じ方法を取り入れながらも、特殊性をもっていなければならないのである。

## 2. 特殊教育の機会

### 1) 特殊教育機関

韓国も基本的な学校制度は日本と同じ6・3・3・4制である。特殊教育もそれに対応して運営されている。特殊教育機関の類型は提供される教育場面によって、特殊学校（養護学校、盲学校、聾学校すべての総称）、特殊学級、一般学級での統合教育、在宅巡回教育など多様である。

まず、1994年1月7日改定された特殊教育振興法、第2条で明示した特殊教育機関は対象として幼稚園、初等学校、中学校及び高等学校（専攻科を含む）の課程を教育する特殊幼稚園、特殊学校及び特殊学級をいう。

特殊教育対象者は障害程度によって特殊学校と特殊学級に大きく区分される。特殊学校の場合、設置運営の法的根拠は、教育法第144条及び特殊教育振興法第3条であり、特殊学級の場合は教育法第145条及び特殊教育振興法第3条である。

特殊学校は主に心身の障害程度が重い児童・生徒を対象にしており、視覚障害、聴覚障害、精神遅滞、肢体不自由及び情緒障害の類型区分によって運営されている。

特殊学級は特殊教育対象者に統合教育を実施するため、高等学校以下の各学級に設置されたもので、彼らの能力により全日制、特別指導、巡回教育などで運営されている学級を意味する。つまり、一般学級で適切な教育を提供されるの

が困難な心身障害の比較的軽い児童・生徒に対し、健常者との交流を通して社会適応能力の伸長を図るためのものである。そこは一般学校内で併設された学級で、主に弱視、難聴、身体虚弱、教育可能な精神遅滞及び学習障害児童・生徒たちの教育のための学級である。

1994年7月1日以前において、特殊教育機関は特殊教育対象者の障害によって大きく二つに分かれていた。すなわち教育可能といわれている軽度・中度障害者が特殊学級、重度障害者が特殊学校に就学するための判別基準があった。

判別委員会はこの基準により就学指導を行っていたが、父兄の同意が必ず必要であり、実際にその保護者の意向がより強く反映されていた。

しかし、1994年7月1日、新しい特殊教育振興法により、以前の様に障害の程度によって特殊教育機関が決定するのではなく、特殊教育審査委員会が保護者の意見などを斟酌して、統合教育の精神にしたがって配置することとなった。今まで障害程度別で運営していた方式は漸次、変わっていくと予想される。

現在、特殊教育振興法施行令〔別表1〕に提示されている特殊教育対象者選定基準は表1である。

## 3. 就学率

一般的に教育の機会均等を表す代表的な指標として就学率があげられる。しかし、特殊教育においては学齢期対象の児童・生徒の数を正確に把握することは難しく、指表の算出が難しい。特に国によって基準は違い、調査機関と調査方法によっても結果が違ってくる。

韓国の場合、韓国保健開発研究院(2, 18%, 心身障害者実態調査, 1980年), 韓国人口保健研究院(2, 22%, 心身障害者実態調査, 1985年), 及び韓国教育開発院(2, 44%, 全国心身障害者実態調査, 1985年)などの調査結果があり、その中で一番、出現率が高い韓国教育開発院の統計資料を利用して特殊教育対象者を推定すれば、次の表2である。

表1. 特殊教育対象者の診断・評価・審査及び選定の基準

障害領域	診断・評価・審査及び選定の基準
視覚障害	1, 両眼の矯正視力が各々0.04未満の児童・生徒 2, 視力の損傷がひどく、視覚による学習課題を遂行するのが困難であり、触覚か聴覚を学習の主要な手段にする児童・生徒 3, 両眼の矯正視力は0.04以上であるが、特定の学習道具あるいは課題の修正をしても視覚的な課題遂行が困難な児童・生徒 4, 特定の光学機具・学習道具または設備を通じてのみ、視覚的課題遂行が可能な児童・生徒
聴覚障害	1, 両耳の聴力損失が各々90dB以上の児童・生徒 2, 聴力損失がひどく、補聴器を使用しても音声言語による意志疎通が不可能か困難な児童・生徒 3, 日常的な言語生活において、聴覚の技術的活用が不可能であり、健常児と共に教育を受けるのが困難な児童・生徒
精神遅滞	知能検査の結果、知能指数が75以下で適応行動が困難な児童・生徒
肢体不自由	身体の機能・外形的障害をもち、身体の支持や手足の運動・動作が不可能か困難であり、普通教育施設を利用した学習が困難な児童・生徒
情緒障害	1, 知的、身体的または知覚的な面で、異常がなくても学習能力がひどく劣る児童・生徒 2, 友だちや教師との対人関係に問題をもっている児童・生徒 3, 正常な状況で、不適切な行動や感情を表出する児童・生徒 4, 不安定でゆううつな気分で生活している児童・生徒 5, 学校が個人問題に関連のある情緒的な障害により身体的な痛みや恐怖を感じている児童・生徒 6, 感覚的な刺激に対して、反応・言語・認知能力または対人関係に問題のある児童・生徒
言語障害	構音障害、流暢性障害、音声障害、記号障害などによるコミュニケーションが困難であり、学習にも支障をきたす児童・生徒
学習障害	話す、読む、書く、計算するなど特定の分野での学習が困難な児童・生徒
* 比較：視力測定は国際視力表、聴力測定は国際工業規格品の聴力計、精神遅滞程度の診断は知能検査、適応行動検査、言語・学力検査などを実施するが、標準化された検査道具を使用しなければならない。	

表2. 学齡期障害児童・徒の推定数(5才～17才)

区分	学齡人口(人)	出現率(%)	特殊教育対象者	教育的措置
軽度障害	9,178,811	1.98	181,700	特殊学級または一般学級統合教育
中・重度障害		0.46	42,000	特殊学校
計	9,178,811	2.44	223,700	

軽度障害児童・生徒181,700人うち、特殊学級対象者72,700人(40%)、一般学級統合教育対象者109,000人(60%)となる。

表2によって、特殊教育対象者の推定数値と1996年4月1日を基準として特殊学校及び特殊学級に就学している在学学生数と比較してみると、結果は次の表3である。

表3. 特殊学校及び特殊学級の就学率(推定値)

区分	教育対象者	在学学生数	就学率(%)	備考
特殊学校	42,000	21,948	52.2	重度障害
特殊学級	72,700	26,087	35.9	中・軽度障害
計	114,700	48,035	44.1	

\* 教育府, 特殊学校(学級)実態調査(1996・4・1)

特殊教育対象者の推定数値と1996年4月1日を基準にして、特殊学校及び特殊学級で就学している児童・生徒数の就学率を算出すると、特殊学校の場合は52.2%、特殊学級の場合は35.9%

表4. 特殊教育機関就学率の比較

区分	特殊教育機関 就学児童生徒数	計	児童生徒総数	就学率 (%)	総人口
韓国	特殊学級 21,948(1996) 特殊学校 26,087(1996)	48,035	9,178,811 (1995推定)	0.52	44,056,000 (1993)
日本	特殊学級 66,039(1995) 特殊教育諸学校 86,834(1995) 通級による指導 16,700(1994)	169,573	12,991,691 (1995年)	1.02	124,536,000 (1993)

であり、平均就学率は44.1%である。

また、韓国と日本における特殊教育機関に就学している児童・生徒数と学齡児童・生徒数を比較してみると表4とおりである。

表4を見ると韓国の場合、学齡児童・生徒中、特殊教育を受けている児童・生徒の就学率は0.52%であり、日本の1.02%より低い。ちなみにアメリカは2.4%(1976年)、イギリス1.7%(1976年)である。

#### 4. 特殊学校の現況

韓国での特殊学校の現況は次の表5に示すとおりである。

表5. 特殊学校数の現況

区分	視覚障害	聴覚障害	精神遅滞	肢体不自由	情緒障害	計
国立	1	1	1	0	0	3
公立	2	5	23	4	0	34
私立	9	14	35	11	3	72
計	12	20	59	15	3	109

\* 教育府特殊教育学校(学級)実態調査書(1996・4・1)

特殊学校の現況をみると、私立学校数は全体の66%、児童・生徒数は62%となっており、私立学校の依存度が特になくなってきている。これ程、私立学校への依存度が高い理由は、特殊教

育が行われはじめた時期から、篤志家や宗教団体が社会事業面で、多くの特殊学校設立を手がけたからである。

このように、私立の特殊学校が韓国特殊教育発展において主導的な役割を担ってきたわけであるが、歴史が古いだけに環境面で恵まれない状況にある学校が多く、今後の課題となっている。

特殊学校の学級数・児童・生徒数は表6のとおりである。

表6. 特殊学校児童・生徒数

区分	学校数	学級数, 児童・生徒数					教員数	
		幼	小	中	高	専攻科		計
国立	3	13 76	36 344	19 216	21 332	4 49	93 1,017	195
公立	34	43 275	348 3,082	180 1,910	164 1,992	6 59	746 7,318	1,304
私立	72	80 636	681 6,806	311 3,589	200 2,537	3 45	1,275 1,275	2,057
計	104	136 987	1,065 10,232	510 5,715	390 4,861	13 153	2,114 21,948	3,556

\*教育府、特殊学校(学級)実態調査書(1996・4・1)

韓国では少数であるが、高等部卒業後1年課程の専攻科があり、そこでは就職のための専門的な職業教育が行われている。

また、幼稚部を設置している学校は少なく、障害幼児に対する早期教育における積極的な対策が求められている。

障害領域別学校現況をみると、精神遅滞学校の児童・生徒数が一番多い。日本と特に違うのは情緒障害学校があることである。

## 5. 特殊学級教育

### (1) 特殊学級の発展過程

特殊学級教育がはじめに試みられたのは1937年小学校に身体虚弱児のための養護学級が、1968年に弱視学級が設置されたのが最初である。

しかし、本格的に特殊学級が設置されたのは1971年からであり。国もこれに力を入れ、1977年12月31日特殊教育振興法を公布し、特殊教育を急発展させることとなった。

また、1981年の「世界障害者年」を機に、特殊学級教育の量的発展を目指し、教育部では1982年から1986年までを「特殊教育拡充期間」とし、具体的な計画を立案、実施するに至った。その結果、1982年から特殊学級の教育は急速に拡大していったのである。

特殊学級の運営形態は当初、一学校につき一学級(主に高学年)を全日制と分離して設置、運営していたが、のちに一学校につき二学級設置が勧奨されるようになった。さらに、全日制特殊学級の問題点を補完するため、時間制特殊学級、特別指導室(Resource Room)の形態へと徐々に変わっていったのである。

今後、特殊学級と一般学級の交流が盛んにおこなわれるよう、統合活動が強調されていると同時に、特殊学級の運営における多様な形態が研究されている。

### (2) 特殊学級の現況

韓国特殊学級の現況は次の表7である。

表7. 特殊学級の現況

区分	小学校	中学校	高等学校	計
学校数	2,218	600	1	2,819
学級数	2,849	681	3	3,533
教師数	・	・	・	3,637
児童・生徒数	21,150	4,906	31	26,087

\*教育府、特殊学校(学級)実態調査書(1996・4)

表7をみると、小学校から中学校へ進級する時点で、児童・生徒数が急に減少しているが、これらは問題点として指摘されている。また、全体的にみると一学級あたり、教師一人あたりの児童・生徒数が多いのも問題である。(平均一学級児童・生徒人数で7.4人、教師一人あた

りの児童・生徒数で7.2人)日本と特に違うのは高等学校でも特殊学級が設置されていることである。しかし、学級数は少ない。

韓国では障害により特殊学級が分かれていない。そこには統合教育の精神も感じられる。

### (3) 特殊学級運営形態

韓国における特殊学級の運営形態は表8の通りである。

表8. 特殊学級の運営形態

区分	全日制	時間制	資料室	訪問	計
学級数	607	2,778	36	100	3,533

\* 教育府特殊学校(学級)実態調査書(1996・4・1)

運営形態には主に全日制と時間制とがあり、前者は特殊教育対象者が一日すべてを特殊学級教室で生活するものであり、後者は普段は親学級で学び、特に遅れている教科目、または特別な教育的ニーズがある場合、特殊学級に来て教育を受ける型である。

表8をみると特殊学級運営形態では時間制の方が多いが、これは国の特殊教育政策としての統合教育の観点で反映されているためと思われる。

### (4) 特殊学級担当教師所持資格別現況

表9. 特殊学級担当教師所持資格別現況

区分	特殊教師資格 所持者	特殊教師資格未所持者			合計
		専門研修過程 履修者	専門研修過程 未履修者	計	
教師数	2,058	1,016	563	1,579	3,637
(%)	(56.6)	(27.9)	(15.5)	(43.4)	(100)

\* 教育府, 特殊学校(学級)実態調査書(1996・4・1)

表9をみると、特殊教育教師資格の未保持者が43.4%あり、これは特殊教育専門性向上の点で指摘されている。

しかし、特殊教育施行令第13条では「教育監は教員に対して研修を実施する場合、特殊教育に関する内容を含まなければならない」と規定されており、一般学校の教員たちにも特殊教育に関する知識を得させるために研修が行われている。また、教育大学においては全学生に対して「特殊教育学」が必須科目になっており、将来、障害を持っている児童・生徒の統合教育に向けての対策となっている。

## 6. 韓国特殊教育の問題点と課題

以上、韓国の特殊教育の全般的な現況を紹介した。そこから指摘される問題点と今後の課題として以下の点が考えられる。

(1) 特殊学校は私立学校への依存度が高く、一部の私立特殊学校の場合は教育施設と財政的な面に多少、問題がある。そのため、国と地方自治体からの積極的な支援を要請している。また、特殊学校が都市に集中していることや障害領域別特殊学校の数の地域配分におけるアンバランスが指摘されている。

(2) 障害幼児早期教育機関が少なく、私設機関への依存度が高いことも指摘されている。これを解決するためには特殊学校に幼稚部の設立を義務化する必要がある。現在、国会に幼稚園教育を義務教育に含ませる法案が出されており、これが通過すれば障害幼児教育に大きな変化があるとみられている。

(3) 特殊学校、特殊学級数の不足で、一学級一教師あたりの児童・生徒数が多いことが指摘されている。そのため児童・生徒一人ひとりのニーズにあわせた個別的な教育が困難である。最近、その問題解決のため国の政策として特殊学校(学級)長期拡充計画が立てられた。

韓国教育府の発表(1996.12.2)によれば1997年から2001年の間に7,022億ウォンを投資して障害児童・生徒を100%就学させる計画がそれ

である。その主な内容は特殊学校20校新設，巡回教育の強化のため教師1,000名増員，軽度児童・生徒の統合教育のために Resource Room の教育を強化し，そのための教員5,458名を地域教育庁または一般学校に配置すること，障害幼児教育強化するなどである。

(4) 障害児童・生徒たちの社会経済的な自立のため，特殊学校において一年コースの専攻科設置が制度的にはあるものの，実際は施設・設備の不足により，全特殊学校への普及が進んでいない。

(5) 一部の一般教師の特殊学級に対する認識の問題が指摘されている。すなわち特殊教育の必要を認めないとか，不経済であるという考え方があり，特殊教育に対する認識の変化が要求される。また，韓国では大学で特殊教育を専攻したものには，一般教育の教員免許がとれないため，特殊教育教員の一般教育への理解不足が指摘される。

教育府施行規則(1995年4月28日公布)第12条には，教育長官と教育監は特殊教育教員の資質向上のため教育と研修を年1回以上行うべきであるとしている。

(6) 障害者大学特例入学制度の拡大(資料1参考)

(7) 個別化教育の内実化(資料2参考)

## 7. おわりに

韓国では“19世紀の教師が20世紀の内容で21世紀の児童・生徒を指導している”ということばがある。これは教師の資質と指導内容が新世代の児童・生徒に合わないことを批判することばである。特殊教育にも同様のことがないとはいえない。韓国では幸に1994年から新しく特殊教育振興法が改正され，注目されている。そこには特殊教育発展のため画期的な内容も含まれており，これからはその実践のための努力をしていかなければならない。今後，学校は教育内容・方法が変わらなければならぬ。そのためには，今までの特殊教育において，どのような事

が誤っていたかを明確に検討する必要があるし，どの方向に向かっていくかを整理すべきである。

本紀要の内容は私自身も韓国の事情をよくわからずに書いたこと，日本語での翻訳が難しく十分適切な表現ができなかったことについてご理解いただきたい。また，原稿を書くに際し，細かな指導をしていただいた古川宇一先生，懇切な御助言をいただいた国立特殊教育総合研究所の落合俊郎先生，初めから最後までワープロを打っていただいた早坂まゆみさんに心から深く感謝申し上げます。

(引用・参考文献)

[韓国]

- 1, 教育府(1993): 特殊教育白書, ソウル: 図書出版特殊教育
- 2, 教育府(1995): Special Education of Korea
- 3, 教育府(1996): 特殊学校(級)実態調査書
- 4, 国立特殊教育院(1995): 21世紀に向けた特殊教育, 長・短期発展方案研究, 京畿道, 図書出版

[日本]

- 1, 山口 薫・金子 健(1993): 特殊教育の展望-21世紀に向けて, 日本文化科学社
- 2, 林 邦雄・細村迪夫・柚木 馥(1991): 障害児教育総論, コレール社
- 3, 国立特殊教育総合研究所(1995): 世界の特殊教育 (IX)
- 4, 日本精神薄弱者福祉連盟(1996年): 発達障害白書, 日本文化科学社

<<資料>>

### 1. 障害人大学特例入学制度

#### 1, 法的な根拠

特殊教育振興法施行令第3条などにより, 1994年10月15日, 教育法施行令第71条に障害人大学特例入学規定を制定した。

2, 目的: 障害者に対して, 大学教育を受ける機会拡大のため

3, 内容: 大学の長は障害者福祉法により,

障害者登録を完了している特殊教育対象者のうち、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由（脳性マヒを含む）に該当する障害者がいる場合は、特に大学の長が定める法により、入学定員以外に障害者の入学を許可することができる。

4, 申請書類：障害人証明書, 高等学校卒業証明書

5, 手続：本人または保護者の申請→出身学校長の原書作成→市, 道教育監確認→教育部（国立特殊教育院長）受理, 審査→中央特殊教育委員会の審議→教育部長官の審議結果通知→希望大学入学

6, 結果

①障害人大学特例入学初年の1996年度は8の大学に118名の障害者が入学した。

②2000年まで全大学に障害者特例入学ができる見通しになっている。1997年度は18の大学が障害者特例入学を受け入れることになっている。

## II. 特殊教育振興法改正内容

韓国で1994年1月7日改正された特殊教育振興法は、意味的な面について、国立特殊教育研究所の落合俊郎先生は次のように述べている。同振興法の性格は「先行法」である。「先行法」とは現状が理想と異なっているけれども、法律が現状をリードする形で進めていく手法である。

この「先行法」のメリットは、現実との乖離があっても、法律がそれをリードし、実現可能な領域から理想に向かって進んでいくことができるという面である。今回改正された振興法の特徴は、国際的な特殊教育の流れに明確な形でのっていることである。

それに対してもう一つの「底上げ法」とは法律が施行される前に現状を、目的に近い状況に達するように努力し、その目的がおおよそ実現された時点で、法律が施行され、目的の実現に最終的な効果を発揮するというものである。

ここでは、改正された振興法の内容で特に注目されることを挙げると、次の通りである。

1, (特殊教育対象者の領域拡大)

特殊教育対象者の領域に学習障害者を入れる。  
(第10条, 1項)

2, (報告書提出)

政府は特殊教育の主要施策に関する報告書を毎年、定期国会開会前までに国会に提出しなければならない場合がある。(第9条)そのため、政府も教育振興に関心を持ち、長期的な計画をたてなければならない。

3, (統合教育)

一般学校の長は、特殊教育対象者またはその保護者や特殊教育機関の長が統合教育を要求する場合は特別な理由がない限り、これに応じなければならない。(第15条)統合教育は障害学生と非障害学生の相互作用の最大化を図るため、1970年代後半以降、特殊教育分野の主要関心領域になっている。また、その実現のため、特殊学級の場合はできるだけ全日制より時間制の運営形態を勧奨している。しかし、統合教育が充実するためには学級編成の多様化、一般学級教師の特殊教育に対する理解、施設の整備など、さまざまな課題をかかえている。

4, (個別化教育)

各級学校の長は特殊教育対象者の能力及び特性に適した個別化教育方法を講究し、特殊教育対象者の能力を最大限に啓発しなければならないと規定されている。(第16条)

これについて<特殊教育促進法の大統領令>(1994年10月4日公布)第14条では、次の通りこまかく規定されている。

<個別教育計画を書くこと>

第1項：振興法に基づき、すべての学校の長は障害のある子どもの個別化された教育が、効率よく実施できるように、個別教育計画を立て、文書にするべきである。また個別教育計画を設定する場合には、障害のある子どもやその保護者に当人の意見を表明する機会を与えるべきである。

第2項：第1項の規定に基づき、すべての特殊教育諸学校長はそれぞれの学期が開始される前に個別教育計画を準備するべきである。ま

た、障害のある子どもが学期途中で、特殊教育諸学校に措置された場合には、措置から30日以内に個別教育計画を準備することが必要である。

これは個別化教育が、今までの選択事項から義務事項に変わったことを意味する。しかし、法的には変わったとしても実際の教育現場で、どのように実施されるかは疑問である。すなわち、I. E. Pの理念にあう完璧な実践ができるか、否かが今後の課題である。

### III. 特殊教育振興法

(法律第4716号 1994年1月7日)

#### 第一章 総則

第一条 (目的) この法は特殊教育を必要とする人に国家及び地方自治団体が適切に、均等な特殊教育機会を提供して、教育方法及び条件を改善して、自主的な生活能力を伸ばし、彼らの生活安定と社会参与に寄与することを目的とする。

第二条 (定義) この法で使用する用語の定義は次の通りである。

- 1, “特殊教育”とは特殊教育対象者の特性に適した教育課程・教育方法及び教育媒体を通し、教科教育・治療教育及び職業教育などを実施することを意味する。
- 2, “特殊教育対象者”とは第十条の規定により特殊教育の必要があると選定された者をいう。
- 3, “特殊教育機関”とは特殊教育対象者に幼稚園・初等学校・中学校及び高等学校(専攻科を含む)の過程を教育する特殊幼稚園・特殊学校及び特殊学級をいう。
- 4, “特殊学級”とは特殊教育対象者に統合教育を実施するため高等学校以下の各級学校に設置された学級で、彼らの能力によって全日制・時間制・特別指導・巡回教育などで運営されている学級をいう。
- 5, “巡回教育”とは特殊教育を担当する教員(以下、“特殊学校教員”という)が、家庭や医療機関、学校、そのほかの施設などにいる特

殊教育対象者を訪問して行う特殊教育をいう。

6, “統合教育”とは特殊教育対象者の正常な社会適応能力の発達のため、一般学校(特殊教育機関ではない学校をいう)で特殊教育対象者に教育をすることや、特殊教育機関に在学している者を一般学校の特殊課程で一時的に参加させ、教育をすることをいう。

7, “治療教育”とは障害によって発生した欠陥を補うと同時に、生活技能を回復を目指す心理療法・言語治療・物理療法・作業療法・歩行訓練・聴能訓練及び生活適応訓練などの教育活動をいう。

#### 第三条 (国家及び地方自治団体の任務)

① 国家及び地方自治団体は特殊教育振興のため、次の各号の任務を遂行しなければならない。

- 1, 特殊教育総合計画の樹立
- 2, 生活技能回復のための、治療教育対策の講究
- 3, 特殊教育対象者の就学指導
- 4, 特殊教育の内容及び方法の研究・改善
- 5, 特殊学校教員の養成及び研修
- 6, 特殊教育機関の設置・運営及び特殊教育のための施設・設備の拡充・整備
- 7, 特殊教育に必要な教材・教具の研究、啓発及び普及
- 8, 特殊教育対象者に対しての職業教育対策の講究
- 9, 特殊教育機関収容計画の樹立
- 10, 特殊教育支援体制の研究・改善
- 11, ほか特殊教育発展のために必要な事項

② 国家及び地方自治団体は第一項の業務遂行のため必要な経費を予算の範囲内で、先に支給しなければならない。

#### 第四条 (特殊教育審査委員会)

① 特殊教育に関する主要事項を審議・建議するため、教育部に中央特殊教育審査委員会を、ソウル特別市・直轄市・道(以下“市・道”とする)に地方特殊教育審査委員会を設置する。

② 中央特殊教育審査委員会及び地方特殊教育審査委員会(以下“審査委員会”とする)の

任務・構成及び運営などに関する必要事項は大統領令で定める。ただし、中央特殊教育審査委員会の機能は大統領令が定める機関が管掌することができる。

#### 第五条（義務教育など）

① 特殊教育対象者に対する初等学校及び中学校課程の教育はこれを義務教育とし、幼稚園及び高等学校課程の教育はこれを無償とする。

② 第一項の規定に基づく義務及び無償教育にかかる費用は大統領令が定めるところにより、国家または地方自治団体が負担または補助する。

#### 第6条（私立の特殊教育機関に対する補助）

国家及び地方自治団体は私立の特殊教育機関に対して、その運営費・施設費・実験実習費・職業訓練費及び教員の俸給、ほかに特殊教育に必要な経費を予算の範囲内で補助しなければならない。

#### 第7条（私立特殊教育機関の委託教育）

国家または地方自治団体は国立及び私立の特殊教育機関の施設が不足した場合並びに、特殊教育対象者の義務教育のため必要な場合は、私立の特殊教育機関にその教育を委託することができる。

#### 第8条（早期特殊教育施策講究）

国家及び地方自治団体は障害のある幼児に対する幼稚園課程教育を促進するため、障害の早期発見、教員養成、教育施設・設備の拡充など早期特殊教育に必要な施策を講究しなければならない。

#### 第9条（特殊教育に関する年次報告書）

政府は特殊教育の主要施策に関する報告書を毎年、定期国会開会前までに国会に提出しなければならない。

### 第2章 特殊教育対象者の選定・就学等

#### 第10条（特殊教育対象者の選定）

① 次の各号の一にあたる障害がある者の中に特殊教育が必要であると診断・評価された者を特殊教育対象者に選定する。

- 1, 視覚障害者
- 2, 聴覚障害者

3, 精神遅滞

4, 肢体不自由

5, 情緒障害（自閉症を含む）

6, 言語障害

7, 学習障害

8, そのほか、教育府令が定める障害

② 第一項の特殊教育対象者が高等学校課程以下の各級学校に就学（入学・再入学・転学及び編入学を含む）する場合は教育監（都・道・府・県の教育長に該当）が、そのほかの各級学校に就学する場合は教育府長官が審査委員会での審査を経てこれを選定する。

③ 審査委員会は特殊教育対象者を審査する場合、その保護者に意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、その保護者が正当な事由なくこれに応じない場合、またその保護者が住所不明などで意見陳述の機会を与えることができない場合はその限りではない。

④ 第一項ないし第三項の規定による特殊教育対象者の診断・評価・審査・選定の基準及び手順と選定通知などについて必要な事項は大統領令で定める。

#### 第11条（各級学校の指定・配置）

① 特殊教育対象者が高等学校課程以下の各級学校へ就学しようとする場合は当該学校に直接志願するか、または教育監に学校の指定・配置を要求をすることができる。

② 教育監は第一項の要求を受けた時は審査委員会の審査を経て、適切な学校の指定・配置をしなければならない。この場合、他の市・道にある特殊学校または国立特殊学校を指定・配置しようとする時は当該市・道教育監または当該学校の長と各々協議しなければならない。

③ 審査委員会は第二項の規定によって学校の指定・配置要求及び審査要求を審査する場合、特殊教育対象者の障害程度・能力・居住地などを考慮し、総合的に判断しなければならない。また、その保護者の意見を斟酌しなければならない。

④ 第二項の規定によって特殊教育対象者を受

け入れた学校の長は大統領令で定める特別な事由がない限り、これに応じなければならない。

⑤第一項及び第二項の規定による各級学校の指導・配置要求及び審査手順などについての必要な事項は大統領令で定める。

#### 第12条（就学便宜など）

①特殊学校は特殊教育対象者の就学の便宜を図るため、寄宿舎を設置・運営するか、通学バスを運行させなければならない。

②寄宿舎を設置・運営する特殊学校には特殊教育対象者の生活指導及び保護のため、教育府令が定める資格を有する生活指導員を置かなければならない。

③通学が困難な特殊教育対象者の住民登録地を管轄している教育監はこの特殊教育対象者に宿食施設を提供したり、宿食に必要な経費を支給しなければならない。

#### 第13条（差別の禁止など）

①各級学校の長は特殊教育対象者が当該学校に入学しようとする時、本人が持っている障害を理由に入学志願を拒否したり、入学試験合格者の入学を拒否するなどの不利益な取り扱いをしてはいけない。

②各級学校の長は特殊教育対象者の入学試験及び修学などに於いて特殊教育対象者の障害の種類及び程度に応じた適切な便宜を提供しなければならない。

### 第3章 特殊教育方法の拡張

#### 第14条（巡回教育など）

①教育監は各級学校で統合教育を受けている特殊教育対象者の教育のため必要な場合、巡回教育または派遣教育を実施しなければならない。

②教育監は学齢が過ぎたり、教育を受けていない特殊教育対象者が収容されている障害者福祉施設・児童福祉施設・治療機関または家庭などに特殊学校教員を巡回させたり、派遣して教育を実施することに関する必要な対策を講究しなければならない。

#### 第15条（統合教育）

①一般学校の長は特殊教育対象者またはその

保護者や特殊教育機関の長が統合教育を要求する場合は特別な事由がない限り、これに応じなければならない。

②一般学校の長は統合教育の便宜のため、予算の範囲内で特殊教育に必要な教材及び教具を取り揃え、傾斜路及び取手等と、特殊教育対象者の利用に便利な化粧室・机及びに椅子などの便宜施設を設置したり取り揃えたりしなければならない。

#### 第16条（個別化教育）

各級学校の長は特殊教育対象者の能力及び特性に適した個別化教育方法を講究して、特殊教育対象者本人の能力を最大限に啓発しなければならない。

#### 第17条（保護者教育）

各級学校の長は当該学校に在学している特殊教育対象者の保護者が要望する場合、または保護者教育が必要と認定される場合、教育・治療及び職業などに対して保護者教育計画を立案してこれを実施しなければならない。

#### 第18条（治療教育など）

①特殊教育機関の長は特殊教育対象者に対して、健康診断及び生活技能の回復程度の判定を定期的に行う実施しなければならない。

②特殊教育機関の長は第一項の規定による健康診断及び生活技能の回復程度を判定した結果、治療教育が必要な特殊教育対象者がいる場合はこれに必要な措置を取らなければならない。

#### 第19条（治療教育担当教員の配置）

①特殊教育機関には治療教育を担当する教員を置かなければならない。

②治療教育を担当する教員の資格及び配置基準は大統領令で定める。

#### 第20条（職業教育）

①特殊教育機関の長は特殊教育対象者の職業教育に必要な施設及び設備を整え、職業教育を実施しなければならない。

②中学校以上の課程を設置した特殊教育機関には職業教育における相談及び指導のため、大統領令が定めた資格を有する職業担当教員を置

かなければならない。

#### 第21条（専攻科の設置）

①高等学校課程を設置している特殊教育機関には専門技術教育を実施するため、授業年限一年以上の専攻科を設置することができる。

②教育府長官及び教育監は地域別または障害の別に専攻科を設置する特殊教育機関を指定することができる。

#### 第22条（進路教育）

特殊教育機関の長は特殊教育対象者が進路について方向を定め、職業を選択できるように進路教育を実施しなければならない。

### 第4章 補則

#### 第23条（特殊学校教員の資質向上）

①国家及び地方自治団体は特殊学校教員の資質向上のため教育及び研修を定期的実施しなければならない。

②第一項の規定による教育及び研修について、必要な事項は教育府令で定める。

#### 第24条（奨学金支給など）

①国家及び地方自治団体は各級学校に在学中の特殊教育対象者に予算の範囲内で奨学金を支給することができる。

②一般学校の長は当該学校に在学中の特殊教育対象者に入学金・授業料ほか納入金減免のための措置を準備しなければならない。

#### 第25条（教育課程及び教科用図書）

①特殊教育機関の教育課程は障害の種別と程度を考慮して教育府長官が定める。

②特殊教育対象者の教育のため、教科用図書は無償で支給する。

③特殊教育のための教科用図書の著作・検定・認定・発行・供給及び価格査定などについて必要な事項はその特殊性を勘案して大統領令で定める。

#### 第26条（再審請求）

①特殊教育対象者またはその保護者は次の各号の一に該当する教育府長官あるいは教育監の措置について異議がある場合は審査委員会にその再審を請求することができる。

1, 第10条 第一項及び第二項の規定により特殊教育対象者の選定

2, 第11条 第二項の規定による学校の指定・配置

②第11条 第二項の規定による特殊教育対象者を配置された各級学校の長はこれに応じることができない特別な事由がある場合、審査委員会に再審査を請求することができる。

③審査委員会は第一項及び第二項の再審請求を受けとった時、30日以内にこれを審査・決定して請求人に通知しなければならない。

④第三項の審査決定に異議がある請求人はこの通知を受け取った日から60日以内に行政審判を提起することができる。

⑤第一項ないし第三項の再審請求及び審査手続と決定通知などについて必要な事項は大統領令で定める。

#### 第27条（権限の委任）

①この法による教育府長官の権限はその一部を大統領令の定めることに従って、教育監に委任することができる。

②この法による教育監の権限はその一部を大統領令の定めるところに従って、教育長に委任することができる。

### 第5章 罰則

#### 第28条（罰則）

第11条 第二項及び第四項の規定に違反して、教育監による特殊教育対象者の配置に関して、正当な事由なしにこれに応じない場合、各級学校の長は50万ウォン以下の罰金に処せられる。

#### 附則

①（施行日）この法は1994年7月1日から施行する。

②（特殊教育対象者に対しての経過措置）

以前の規定によって特殊教育対象者と判定され、この法の施行当時、各級学校に在学中の者は、第10条の改定規定によって選定された特殊教育対象者とみなす。